第二十四条第一項中「事項」の下に「（当該特定適格消費者団体が、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）から次条第一項第一号ロに掲げる情報の提供を受けようとする場合にあっては、第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項。第八項及び第九項において同じ。）」を加え、「独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）」を「国民生活センター」に改め、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　特定適格消費者団体が、国民生活センターに対し、電子メールを送信する方法（当該送信を受けた国民生活センターが当該電子メールを出力することにより書面を作成することができるものに限る。）により、法第九十一条第一項の規定による情報の提供を希望する旨及び第一項各号に掲げる事項を通知したときは、第一項の申請書が国民生活センターに提出されたものとみなす。

9　前項の場合において、当該特定適格消費者団体は、第一項各号に掲げる事項についての情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同法第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）であって、国民生活センターの使用に係る電子計算機から認証できるものをいう。）と併せてこれを送信しなければならない。

第二十五条第一項第一号を次のように改める。

一　国民生活センター　消費生活相談に関する情報であって、次に掲げる情報

イ　全国消費生活情報ネットワークシステム（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十二条第四項に規定する全国消費生活情報ネットワークシステムをいう。以下この項において同じ。）に蓄積された情報のうち、全国又は複数の都道府県を含む区域を単位とした情報（都道府県別の情報その他これに類する情報を除く。）

ロ　消費者の被害の実態を早期に把握するための基準に基づき、全国消費生活情報ネットワークシステムに蓄積された情報を利用して作成された統計その他の情報

附　則

この府令は、平成二十八年十月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府・総務省令第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号、第二号及び第七号中「年金たる」を「年金である」に改める。

第七条第一号中「第六条の四第一項の里親の認定、同条第二項の養育里親の登録」を「第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録、同条第三号の里親の認定」に改め、同条第七号中「養育里親名簿」の下に「及び養子縁組里親名簿」を加える。

第二十一条の二中「実施者たる」を「実施者である」に改める。

第四十三条第三号中「年金たる」を「年金である」に改め、同条第四号を次のように改める。

四　地方公務員災害補償法による年金である補償の各支払期月（同法第四十条第三項ただし書の場合においては、当該月）の支払に関する事務

第四十三条の二第一号中「年金たる」を「年金である」に改め、同条第二号中「一時金たる」を「一時金である」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十三条の三　法別表第一の五十五の二の項の主務省令で定める事務は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十五条の二第一項の預金等に係る債権の額の把握（同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。）に関する事務とする。

第四十四条の次に次の一条を加える。

第四十四条の二　法別表第一の五十六の二の項の主務省令で定める事務は、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額の把握（同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。）に関する事務とする。

第四十六条の二及び第四十八条の二中「実施者たる」を「実施者である」に、「年金たる」を「年金である」に改める。

第五十二条の五中「平成十三年法律第百一号」の下に「。次条において「平成十三年統合法」という。」を加え、「実施者たる」を「実施者である」に改める。

第五十三条第一号中「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。次号及び第三号において「平成十三年統合法」という。）」を「平成十三年統合法」に改める。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　削除

第六十九条第二号中「一時金たる」を「一時金である」に改め、同条第三号中「年金たる」を「年金である」に、「一時金たる」を「一時金である」に改める。

第七十条第五号及び第七号中「一時金たる」を「一時金である」に改め、同条第十一号及び第十二号中「年金たる」を「年金である」に、「一時金たる」を「一時金である」に改める。

第七十一条の次に次の一条を加える。

第七十二条　法別表第一の九十九の項の主務省令で定める事務は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の地方法人特別税の賦課徴収に関する事務又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。